

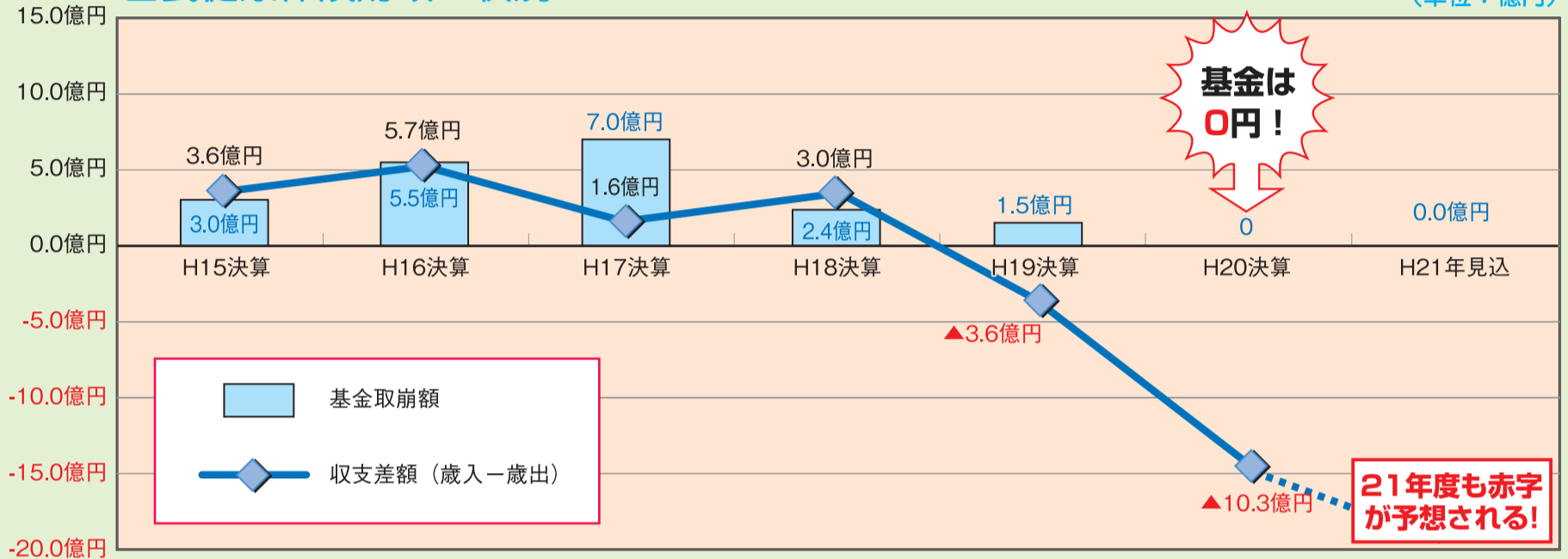


発行
 那覇市役所
 国保長寿医療課
 直通862-4262

厳しい国保財政状況! 平成20年度は約10億の赤字!

国民健康保険財政の状況

(単位: 億円)



基金は0円!

21年度も赤字が予想される!

国保財政 赤字幅が拡大

不足する歳入を補うため、平成15年度からは基金(預金)の取り崩しを行い、平成14年度には9億8千万円あった基金残高も19年度までにすべて取り崩してしまいました。平成20年度の医療制度改革(後期高齢者医療制度の創設や前期高齢者の財政調整など)により、国保財政の収支は好転することが期待されていましたが、平成20年度決算は10億2,676万円の赤字となり、赤字幅は拡大しています。平成21年度もなおいっそう赤字幅が拡大することが懸念されているところです。

国保財政健全化に向けて、引き続き医療費適正化の推

進など保険者努力を行いながら、医療制度改革のマイナス影響や、脆弱な財政基盤といった国保の構造的な問題について、国に対し、必要な措置を求めています。

また、病状が重症化してから医療機関を受診すると医療費が高額化する傾向があります。国保加入者の皆さんには、国保財政の厳しい状況をご理解いただき、医療費の適正化を推進するためにも病状が悪化する前に特定健診を受け、病気の早期発見に努めましょう。

また、国保税の納付につきましてもご協力をお願いいたします。

3月1日から国保保険証の切り替えが行われますが、仮庁舎の事務スペースが手狭なことから市民のみなさまには、ご迷惑をおかけするかと存じますが、ご了承くださいようお願い申し上げます。

健診を毎年受けて、健康づくりをはじめよう!!

21年度の健診結果は いかがでしたか

生活習慣病は沈黙の病気。脳卒中や心筋梗塞などは発症するそのときまで、ほとんど自覚症状がありません。自覚症状が現れたときは、取り返しがつかないほど進行していることも…。生活習慣病の予防のためには特定健診を受けて、生活習慣病の芽を見つけ、生活習慣を改善することで早めに摘み取ること!!

ご自身の体の変化を知るには、健診結果しかないのです。健診はあなたの健康づくりの基礎となる体の状態を知るチャンスです。1年に1回必ず受診して、健康づくりをスタートさせましょう。

特定健診を受けた後は…

健診を受けて、下記の対象の方には、**保健指導のご案内**をしています。

特定保健指導
 動機付け支援や積極的支援と判定された方(メタボリックシンドロームおよび予備群の方)

※上記判定の方以外でも、**健診結果の見方**や**食事の適量**についてなど、一緒に考えます。

健診結果説明会実施中!

予約制です!

| 地区 | 実施場所 |
|-----|---------------|
| 本庁 | 市役所仮庁舎 久茂地公民館 |
| 真和志 | 真和志支所 那覇市民体育館 |
| 首里 | 首里支所 石嶺団地集会場 |
| 小禄 | 小禄支所 保健センター |

※日時等については、特定健診課へお問い合わせください。(お問い合わせ先: 下記参照)

私達が保健指導スタッフで〜す!



平成22年度の特定健診・保健指導のお知らせ

受診期間 平成22年5月1日~平成23年1月31日まで

平成22年度も対象の方には特定健診とがん検診の受診券を一緒に送付いたします。案内:ほとんどの医療機関で受診できます。また、特定健診とがん検診を同時に受診できる集団健診も実施します。詳しくは来月発行の国保健診だより(4月号)をご覧ください。

国民健康保険税は納期内に納めましょう!



平成21年度の国民健康保険税の最終納期限は
3月25日です。

国民健康保険税は、「みんなの医療費」をささえる大切な税金です。保険税を滞納すると、未納期間や滞納状況に応じて次の措置をとることがあります。

- 「短期被保険者証」の交付、または保険証をかえしてもらう・・・
滞納が続くと有効期間の短い「短期被保険者証」が交付され、さらに長期間、特別な事情がなく滞納が続くと保険証を返してもらい「被保険者資格証明書」が交付され、医療費はいったん全額自己負担することになります。
- 財産の差し押えなど・・・
滞納保険税の確保のために、財産の差し押えの処分を受けることがあります。
- 保険給付が差し止められる・・・
療養費・高額療養費・出産一時金などの保険給付が差し止めになることがあります。

※納期限までに納付が困難なときには早めに国保長寿医療課にてご相談ください。

那覇市役所仮庁舎B棟1階 国保長寿医療課 B-9番窓口
☎(直通) 862-4262

賦課限度額については、地方税法等の改正にあわせて、以下のとおり実施する予定です。

| 賦課限度額 | 区分 | 現行 | 改正(案) | 現行比 |
|-------|-----|------|-------------|------|
| 医療分 | 医療分 | 47万円 | 50万円 | +3万円 |
| | 支援分 | 12万円 | 13万円 | +1万円 |
| | 介護分 | 10万円 | 改定無し | 0円 |

非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置について

平成22年度から、リストラ等で職を失った失業者に、国民健康保険税の負担軽減策が新たに導入されます。

【軽減内容】

失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を30/100として算定します。

【対象者】

- 倒産や、解雇等の事業主都合により退職した方。(雇用保険の特定受給資格者)
- 雇用期間の満了等により離職した方。(雇用保険の特定理由離職者)

※上記対象者を雇用保険受給資格者証にて確認することとなりますので、申請時には、雇用保険受給資格者証の提出が必要です。

※高額所得者の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として対応します
詳細については国保長寿医療課までお問い合わせください。

那覇市役所仮庁舎B棟1階 国保長寿医療課 B-9番窓口
☎(直通) 862-4262

長寿(後期高齢者)医療保険料のお支払い方法が選びいただけます

原則、どなたでも、希望により保険料を『年金からのお支払い(特別徴収)』に代えて、『口座振替(普通徴収)』にできます。

○平成20年度に均等割保険料軽減等により普通徴収に変更となった方は、原則として平成21年10月から保険料の特別徴収(年金天引き)が始まりました。すでに保険料が特別徴収(年金引落とし)となっている方も、口座振替でのお支払を希望される場合は、市役所の窓口で口座振替の手続きと納付方法変更申出書(年金天引きを止める)のお手続きを済ませて下さい。

※年金払い(特別徴収)を希望される場合は、お手続きは不要です。

※口座振替の徴収期間は、原則、7月から翌年3月までの毎月9期払いになります。

※口座振替に変更された場合、社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。

これにより世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分にご留意ください。

※以下の項目のいずれかに該当する方は、法令等により特別徴収(年金天引き)の対象外となりますのでお手続きは不要です。

- ①特別徴収の対象となる年金(基礎年金等)が年額18万円未満の方
- ②長寿(後期高齢者)医療保険料と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金(基礎年金等)支給額の2分の1を超える方
- ③年金担保貸付事業の融資を受けられている方

みなさんの納める保険料が医療費を支えています。納め忘れがないようお願いします。

那覇市役所仮庁舎B棟1階 国保長寿医療課 B-6番窓口 ☎(直通) 862-4262



入院時限度額適用・標準負担額減額認定証の提示をお忘れなく

世帯の全員が住民税非課税の世帯に属する方が、入院する際に「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」を医療機関に提示することにより、医療費の支払が自己負担限度額までとなります。「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」の有効期間は毎年7月31日までとなっており、毎年8月に更新手続きが必要です。また、「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」の交付を受けている場合でも、医療機関へ提示しないと減額が受けられないことがありますのでお気をつけてください。

長寿健診は無料で受診できます!

平成22年度の長寿健康診査は、5月に長寿健診受診券を送付する予定です。
健診費用は、無料となります。

ただし、同一年度中は1回の受診を限度とすることから、重複して受診した場合は、あとから受けた健診費用は全額自己負担になりますので注意してください。

那覇市役所仮庁舎B棟1階 国保長寿医療課 B-6番窓口
☎(直通) 862-4262



収入がなくても申告を!



国民健康保険や長寿(後期高齢者)医療制度では、低所得者に対する保険税(料)の軽減措置があります。

所得がない方や、税法上の申告義務のない方でも、未申告だと軽減措置が適用されません。また、医療費の負担限度額が上位所得者扱いとなりますので、必ず所得の申告を行ってください。

高額医療・高額介護合算療養費の支給対象者への勧奨通知について

世帯内の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の加入者全員が、1年間(平成20年8月から平成21年7月まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担を合計し、限度額を越えた金額を支給します。支給対象の方には、後期高齢者医療広域連合から、勧奨通知を4月上旬より順次送付いたしますので、申請の手続きをお願いします。

保険税(料)の納付は便利な口座振替で!

- ★お忙しい方、留守がちの方にピッタリ
- ★うっかり納め忘れる心配がありません

手続き方法

- 1.国保窓口または銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行・農協等の窓口でいつでも受け付けます。
- 2.預金通帳、通帳届出印、保険税(料)の納付書を持参して下さい。



更新 忘れていませんか？

早めに国保証の更新を！

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、**3月31日**で期限が切れます。期限切れのまま、医療機関で受診すると、全額自己負担となります。

※国保税を納期限内に納付している世帯（ただし、所得未申告世帯は除く）の国保証は、3月中旬頃までに郵送します。



【更新期間】 平成22年3月1日（月）～31日（水）

午前 8:30～午後 6:00まで
（土・日・祝日は除きます）

※ただし、3月13日（土）、14日（日）、20日（土）、21日（日）、22日（月）、27日（土）、28日（日）は、午前9:00から午後5:00まで国保証の更新業務のみ行います。ご利用下さい。

【場 所】 那覇市役所仮庁舎B棟1階

国保長寿医療課 B-9番窓口

※国保証更新時は、駐車場の混雑が予想されますので、できるだけバス・タクシー・モノレール等をご利用ください。

提出が遅れるといろいろな不利益を受けます！！

国保の届出は、必ず14日以内にしましょう

●国保に加入するとき

- 他の市区町村から転入した日（職場の健康保険などに加入していない場合）
- 職場の健康保険などをやめた日（退職日の翌日）
- 子どもが生まれた日
- 生活保護を受けなくなった日
- 職場の健康保険などの被扶養者でなくなったとき

※被用者保険（職場の健康保険等）の被保険者本人が後期高齢者医療制度の対象となったことにより、職場の健康保険等をやめられた場合でも、その者に扶養されていた方は国民健康保険の加入届出が必要です。

●国保をやめるとき

- 他の市区町村へ転出した日の翌日、またはその日
- 職場の健康保険などへ加入した日の翌日
- 死亡した日の翌日
- 生活保護を受けはじめた日
- 後期高齢者医療制度の対象となったとき（届け出は不要）

※国民健康保険の世帯主が、後期高齢者医療制度の被保険者となった場合でも、世帯に国民健康保険加入者がいるときは、世帯主としての国民健康保険税の支払い義務等に変更はありません。世帯主（世帯の主たる生計維持者）の変更の際は届出が必要となります。

国保に入る届出が遅れると…国保の資格が生じた月からの保険税をまとめてお支払いいただくこととなります（届出をした日からではありません）。その間の医療費は、やむを得ない理由がない限り、全額自己負担になります。

国保をやめる届出が遅れると…国保の資格がなくなっているのに届出が遅れると、保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまう場合があります。このようなときは、国保で負担した医療費はあとで返していただくこととなります。

国民健康保険 高齢受給者証

2割負担については引き続き1割負担に据え置きます！

国民健康保険加入者の皆様には、70歳を迎えた月の末日（1日が誕生日の方は、前月の末日）までに国保長寿医療課から高齢受給者証を郵送いたします。

■窓口での負担割合が、引き続き据え置かれます！

70歳～74歳の方の医療機関等での窓口負担については、引き続き平成22年4月から、平成23年3月までの一年間窓口負担が1割に据え置かれます。

| |
|----------------------------|
| 3割 (一定以上の所得のある方) |
| 2割になる予定が 1割 |

※既に3割負担が記載された高齢受給者証を頂いている方は除きます。
※負担割合が「2割（平成22年3月31日まで1割）」と記載された高齢受給者証をすでに受け取られている方については、3月末に新たな高齢受給者証を送付いたします。

お薬代が安くなる可能性があります！

～ジェネリック医薬品のご案内～

有効成分は変わらないが、特許が切れているために安価に製造できるようになっている薬、それがジェネリック医薬品（後発医薬品）です。

病院の処方に基づいて薬局などでお薬を受け取る際には、「できるだけ安いお薬をお願いできますか？」「ジェネリックでもいいですよ」のように一言付け加えてみましょう！より安価なお薬に変更できる場合があります。

※ジェネリック医薬品が製造されていない場合、薬局に在庫等がない場合などもありますので、処方されているすべてのお薬が変更できるわけではありませんのでご承知おきください。

那覇市役所仮庁舎B棟1階 国保長寿医療課 B-7番窓口
☎（直通） 862-4262

退職者 医療制度



次に該当する方はお手続きをお願いします

対象となる人

- ①国保に加入している人
- ②65歳未満の人
- ③厚生年金や各種共済組合等の年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人。

届出に必要なもの

- ①国保証
- ②年金証書
（加入期間の確認できるもの）
- ③印鑑

退職者医療制度は、会社等を退職して年金（厚生年金など）を受けられる方とその被扶養者を対象とする制度です。

退職医療制度（注1）は、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険等（各被用者保険）からの拠出金が財源となっています。退職医療制度の対象となっているにも関わらず届出がないと、職場の健康保険等からの拠出金で負担する医療費分まで国保が負担することになります。国民健康保険加入者のみなさんの負担軽減にもなりますので、該当する方は届出をお願いします。

（注1）一般被保険者の医療費は、本人の自己負担分、保険税及び国県からの補助金等から賄われます

限度額適用認定証について

70歳未満の方が入院をする際に「限度額適用認定証」等を医療機関窓口に表示することにより、一医療機関の窓口での支払いが自己負担額までとなります。

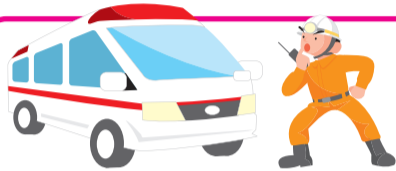
<申請に必要なもの>

○国保証 ○国保世帯主の印鑑

※課税・非課税証明が必要な場合有り

認定証の有効期限は毎年7月31日です。所得区分判定のため、毎年8月に更新手続きが必要です。

なお、特別の事情がないのに、保険税に未納がある世帯には、交付できない場合があります。



交通事故にあったら 国保に届け出を

交通事故など第三者から傷害を受けたときも国保証を使えます。その際には必ず国保長寿医療課に連絡し、必要書類を提出してください。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保証が使えなくなる場合がありますので、示談の前に必ず国保長寿医療課にご相談ください。

もしもの時に、知ってたほうがいい! 仕事中にケガをしたら

仕事中や通勤中のケガは、労災保険の対象となり、国保証が使えません。やむを得ず使用した場合は、必ず国保長寿医療課に連絡し、「傷病原因届」を提出してください。



国民健康保険一部負担金の 減免について

※一部負担金とは医療機関で受診の際に支払う自己負担額です。

下記の事由により、収入が一定の基準以下になり医療費の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。

- ① 災害により資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 災害による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業若しくは業務の休廃止又は失業により収入が著しく減少したとき。
- ④ ①～③に類する理由があったとき。

「医療費のお知らせ」 で受診履歴の確認を!

「医療費のお知らせ」で、期間中の受診履歴が確認できます。覚えのない受診がないかどうかご確認ください。

あわせて、必要以上に同じ病気でいくつもの病院を利用したり、必要以上に病院に通うなどはありませんか? 「医療費のお知らせ」を、医療のより良い利用の仕方を考えるきっかけにしてください。



高額医療・高額介護合算制度

平成20年4月分から医療保険と介護保険の自己負担額が高額になった場合に払戻が受けられます。

医療保険及び介護保険の両制度に自己負担額がある世帯で、医療分と介護分の自己負担額(各制度の限度額まで)を合算した額が、一定の限度額を超えた場合に対象となります。

国保加入者で該当していると思われる方にはご案内の通知をお送りします。ただし、市町村を越えて転居された方及び他の医療保険から国保に移られた国保加入者については通知ができませんので、国保長寿医療課までお問い合わせください。



こんなときは!

国保の給付が制限 されます



- 故意の犯罪行為や故意の事故・ケガ
- けんかや泥酔などによる病気やケガ
- 医師や保険者の指示に従わなかったとき

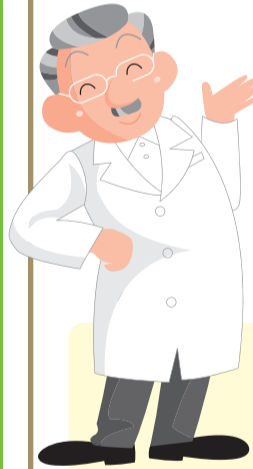
はり・きゅう・あん摩・マッサージ指圧 施術利用券の補助について

はり・きゅう・あん摩・マッサージを受ける際の施術料の一部(800円)を補助します。

1. 交付開始日 平成22年5月6日(木)～
(予算の範囲内での交付となります。)
2. 交付枚数 お一人6枚まで

※申請時に詳しい症状の聞き取りを行う場合があります。代理人の方で申請書の症状の聞き取りが困難な場合は、申請をお断りする場合があります。また、国保税に未納がある場合には交付できない場合もあります。

※長寿医療制度の方は対象外になりますのでご了承ください。



<申請に必要なもの>

- 国保証 ○国保世帯主の印鑑
- 医療機関の診察券(外科・整形外科等)

出産育児一時金の請求について

出産育児一時金の直接払制度をご利用の際、出産費用が42(又は39)万円以下であれば、差額の請求ができますので、費用の明細書など必要な書類をもって国保長寿医療課でお手続きください。

直接払いをご利用でない場合、出生届の際に一時金の申請も行ってください。

なお、国保加入半年未満の出産の場合、社会保険等の加入期間を確認するために、社会保険等の資格喪失証明書の提出が必要な場合があります。

